

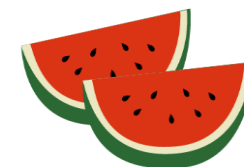


事務センターだより



第5号 H29.7.20

文責 藤本（阿蘇中）



給与のはなし 2

地方公務員に支給することができる手当は、地方自治法第204号第2項に記載されています。

備品整理について

◇ 担当より夏休み中の作業計画を提案しています。

目的：「授業で備品が有効に使用されること」

誰でもわかりやすく、使いやすいように保管場所の整理・整頓を致しましょう。これも、負担感軽減につながります。

この機会に、破損している備品を確認し、修理や来年度予算への計上等の対応を行います。

また、不足している備品もご確認いただき、事務室に情報をいただきますと、予算要求資料に反映いたします。

備品点検のポイント

- 1 備品シールが貼ってあるか
- 2 保管場所は一致するか
- 3 行方不明の備品はないか
- 4 廃棄処分、修理が必要な備品はないか



管理職手当、 管理職特別勤務手当
寒冷地手当、 期末手当、
休日勤務手当 勤勉手当、
義務教育等教員特別手当
産業教育手当 宿日直手当
初任給調整手当 時間外勤務手当
住居手当 退職手当
単身赴任手当 地域手当
通勤手当 定時制通信教育手当
特殊勤務手当 特地勤務手当
農林漁業普及指導手当
扶養手当 へき地手当
夜間勤務手当 災害派遣手当
特定任期付職員業績手当
任期付研究員業績手当

手当の額や支給方法は、熊本県の条例等で定められています。

※児童手当は児童手当法にもとづき支給されます。
また、教職調整額については別途説明いたします。

就学援助事務について

就学援助制度の根拠法令

日本国憲法第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。



教育基本法第3条第3項

国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。



学校教育法第19条

市町村は、経済的理由によって修学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、必要な援助を与えなければならない。



阿蘇市要保護及び準要保護児童生徒援助費交付要綱

・・・教育の機会均等及び義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。・・・

※要保護児童生徒には、国より市町村に支給額の2分の1の補助があります。



6月中旬に、今年度の支給対象児童生徒が決定されました。決定のお知らせは、学校より保護者様宛に通知しています。

該当の児童生徒に対して、給食費、学用品費、修学旅行費、医療費の一部が支給されます。

今年度の申請は、熊本地震の影響での保護者の失業、転職、家業の収入減少や自宅の損壊、地震の影響による祖父母や父母の発病や、介護のための保護者の就業困難等のケースもみられました。

就学援助事務に携わる度に、子どもたちが様々な背景を抱えて日々過ごしていることを痛感します。

子どもたちの学校生活が、安全で安心なものであり、楽しい毎日となることを願い、担任との連携、保護者負担経費の精査等事務の立場からの条件整備を行うことの必要性を事務センターで共有しました。

